

# 令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名:

三田学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨に則り、放課後児童クラブに通う子どもと保護者の状況、地域の特性等の実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に向けている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	子どもの状況や発達段階を踏まえながら、「遊び等の活動拠点としての機能」と「生活の場」としての機能果たせるよう努め、子どもの意見を募る場を設けることや、地域、児童館との連携も図っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもたちの生活や遊びの場として相応しい環境となるよう、学習スペースや静養スペースを確保している。遊びの内容によって活動場所を変え、発達段階に配慮しながら、危険回避能力を高められるような活動を取り入れている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○迎え時や、電話等で子どもの様子を伝えたり、様子を窺ったりする等の連携を取れている。学校との連携については、子どもの予定管理についてのやり取り等、定期的に連絡を取っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○研修やOJTを通じて必要となる必要となる技能や知識の習得に努めている。また、それらの知識や技能は、補助員に対しても共有・指導を図っている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○「備りの人」等で子どもの意見を募る場を設けている。自治体や社内の研修に定期的に参加し、自己研鑽に努めている。日々の連絡帳やおたより、面談等を通して、育成支援の内容を保護者に伝えるよう掛けている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○放課後児童支援員としての職業倫理が遵守されているかについて、職員同士で相互牽制を行っている。補助員への指導にも努めている。また、日々のミーティングにおいて、支援の向上について意見を取り交わす場としている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に向けている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	△	保護者との連絡帳等のやり取りを通して、施設として苦情等の受け付けを行い、必要に応じて自治体に確認しながら迅速に対応している。また、職員間で内容の共有も徹底している。今後、保護者へのわかりやすい周知方法を工夫していく。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○他の放課後児童クラブとの事例検討会に参加し、その内容を職員間で共有を図ることで、事業内容の向上に努めている。また、施設内でも日々のミーティング時において意見交換を行っている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	日々の活動や遊びにおいて、体格差や体力差を考慮しながら、安全に活動が行えるよう努めている。また、発達段階に応じて様々な遊びを行える様、遊具・玩具を充実させている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○研修やOJTを通じて、育成支援の内容を理解し、子どもにとって安心できる生活の場の提供、その内容充実と、個々人の発達や養育環境に応じた支援を実施するよう取り組んでいる。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子どもが安心して自発的に通えるように、保護者との情報共有の徹底、子どもが主体的に物事に取り組める環境づくり、職員の研修・OJTの実施、アレルギーや災害時対応のマニュアル化とその徹底を実施している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○研修やOJTを通じて、障害のある子どもの育成支援の内容と受入れ時の判断と手続きの方法について理解し、可能な限りの受入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○研修やOJTを通じて、育成支援の内容、留意点を理解している。事例検討会にも参加し、より良い育成支援となるよう理解を深めている。また、巡回支援の体制もあり、積極的に利用できる環境が整っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○研修やOJTを通じて、児童虐待の早期発見、通告の義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関連機関と連携する体制が整っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○普段のお迎え時や個人面談等での保護者との交流、子どもの話を通じて、特別な支援が必要と判断した場合には、関連機関と連携する体制が整っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○コンプライアンス研修を通じて、プライバシーの保護、秘密保持に該当する項目について理解している。特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっても、常に個人情報に留意しながら実施している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○出席については、事前にスケジュールを確認している。連絡帳や迎え時、電話連絡、個人面談、おたよりを通じ、放課後児童クラブでの遊びや生活の様子について情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○個人面談や迎え時、電話連絡などを通じ、日常的にコミュニケーションを取り、相談しやすい雰囲気作りを心掛けている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△現在は保護者組織との連携はないが、保護者を招待した行事の開催を計画しており、保護者との協力関係の構築と、保護者同士の交流の場を設定することを目指している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	保育計画と活動計画表を作成し、おたよりや入所時の説明において、保護者に内容共有を行っている。また日誌を作成し、職員ミーティングで内容を共有している。保護者へは月に1度おたよりで同時に情報発信している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日誌の作成、始業時ミーティングの実施、おやつ発注・購入、環境整備・衛生管理、保護者との連絡調整、電話・おたよりを通じた学校との連絡調整、住区センターとの連絡調整、会計監査、全て実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議の中止やランドセルひらば利用についても慎重を期している。しかし毎月おたより等を通じて情報共有を実施している。来年度は会議出席・施設利用を通じて積極的に交流する。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	△	毎月おたより等を通じて、定期的に情報共有を実施しており、個人情報等には配慮し取り扱っている。今後、情報共有の際に秘密保持を徹底できる関係性を築いていく。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、積極的な交流を控えているが、今後、情勢が落ち着けば、地域での関係会議等を通じて、交流・連携を実施する。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	住区センター内設備、児童館の利用等を行い、活動と交流の場を広げている。また、住区センターと合同避難訓練を行い安全を確保する取り組みを実施している。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

### III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17	(1)衛生管理	○	定期的な施設内の消毒を行っている。必要な医薬品については、月1回点検を行っている。また、おやつはマニュアルに沿って作成・提供をしている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	施設内外の環境については毎日点検日誌を用い、点検を行うとともに、外部での行事の際は必ず職員が下見を行っている。事故やケガ、おやつ提供時の事故等の防止、発生時の対応について、研修を受けている。
	(3)防災及び防犯対策	○	災害時のマニュアルを作成し、月一回避難訓練を行っている。また、施設内の他の機関とともに防災訓練を行った。防犯についても計画中である。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	入所時に、保護者から帰宅時のルートを提出してもらい、来所および帰宅ルートの危険箇所について確認している。また、保護者や学校と下校時刻の共有を行っている。

### IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18	(1)施設	○	育成室が空き部屋の曜日シェアだが、運営時間帯は確保されている。専用区画の子ども1人当たりの面積、事務作業等のスペースを確保している。室内のレイアウトや装飾は、子どもの動きや行事により工夫を凝らしている。また、近隣の公園で外遊びや児童館イベントの参加をしている。
	(2)設備、備品等	○	ロッカーや備品を備え、子どもの様子に応じて遊具の購入や図書への貸出し利用をしている。
19	(1)職員配置	○	目黒区の配置基準、資格要件を満たす職員配置を行っている。
	(2)育成支援の実施	○	定員15名のため、支援の単位1として運営を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○	労働基準法に基づく就業規則に則り、適切な労働環境となるよう努めている。また、健康診断の定期実施や、労災保険を含む各種社会保険に加入し、安心して働ける環境づくりが行われている。
25	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。